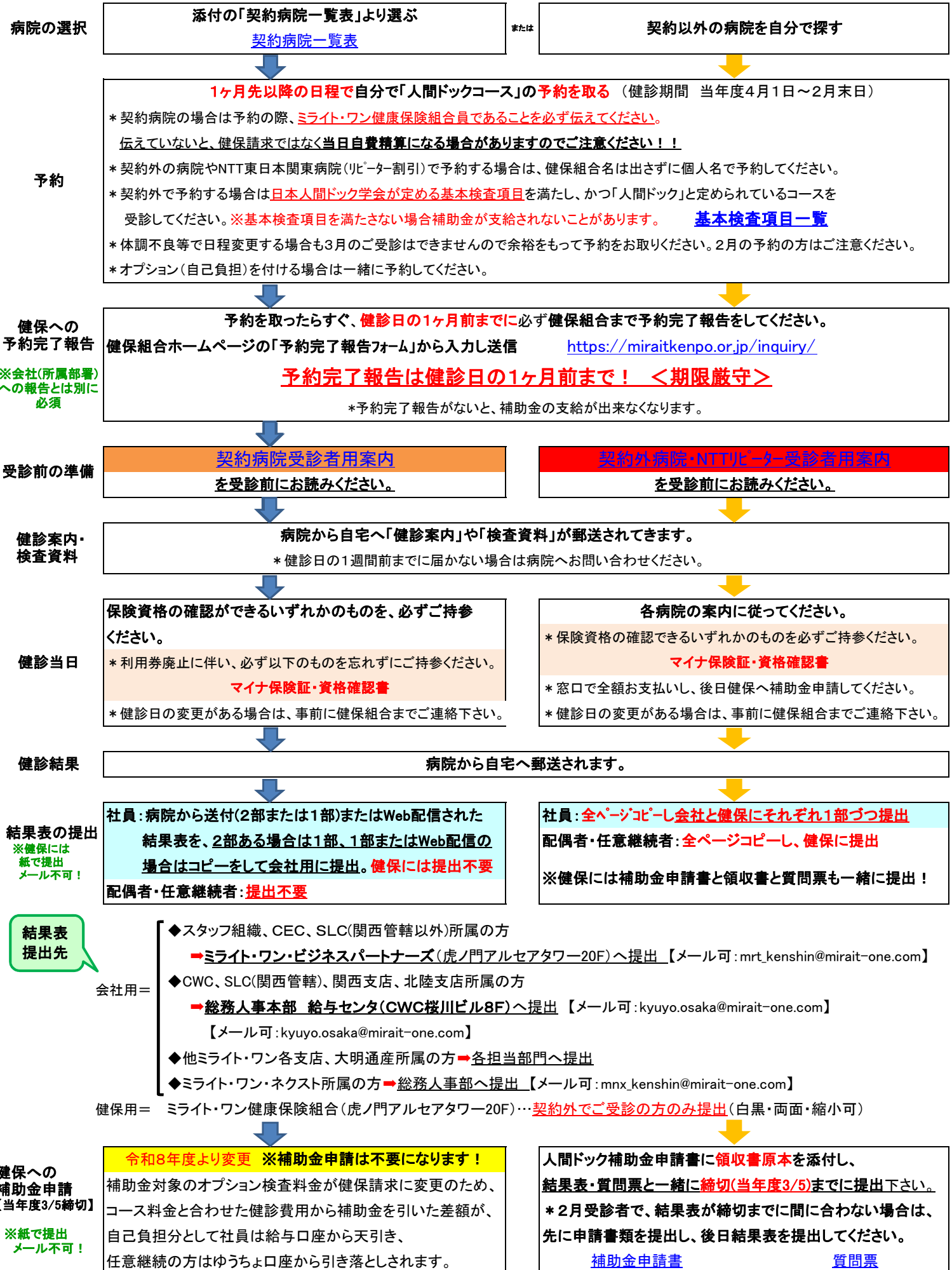


人間ドック受診方法（健診の流れ）

【契約病院で受診希望の場合】

【契約外病院で受診希望の場合】



<注意>

- 予約完了報告がなく受診したり、期限を過ぎたご報告でご受診された場合、補助金の支給ができなくなります。
人間ドックの予約を取ったら、健保ホームページの報告フォームより必ず**報告期限(受診日の1ヶ月前)**までにご報告ください。
予約だけ取って健保への報告を忘れていた場合も、報告期限を過ぎた場合は日程の変更をお願いいたします。
- 健診期間以外や健保脱退後に人間ドックを受けると全額自己負担になりますのでご注意ください。
 - ・ 健保を脱退した場合の予約のキャンセルは、ご自身で行い健保にもご連絡をお願いいたします。
 - ・ 健診期間内に扶養を抜ける予定のある配偶者や、任意継続期間が切れる任意継続者は特に健診日を考慮してください。
 - ・ 退職される方は、補助金処理の都合上できましたらなるべくお早めにご受診ください。
 - ・ 体調不良等で日程を変更する場合も、3月のご受診はできませんので期間内でご予約をお取り直してください。
- 契約病院以外で健診した場合
 - * 人間ドック基本費用(オプション・胃カメラ差額代・脳ドック代除く)が**健保補助金に満たない場合は、基本費用のみの補助**となり、オプション・胃カメラ差額代・脳ドック代を加算して補助の対象とすることはできません。
 - * **添付する領収書原本(コピー不可)**は、人間ドック健診料、オプション検査項目・料金がそれぞれ明記されているもので、明記されていない場合や、合計金額のみの場合は内訳を窓口で記入してもらうか、内訳がわかる健診機関のホームページのコピー等を添付してください。
また、**領収書の宛名は必ず受診者名(保険証と同じ姓)記載のもの**を発行してもらってください。
(社名・健保名・旧姓は不可)
- 予約の変更も各自が病院へ連絡し変更後必ず健保へお知らせください。* フォームからの変更入力可
- 社員は年に1度健康診断を受けることが義務付けられています。
35歳以上の方で人間ドックを受けない方は、会社の定期健康診断を必ずご受診ください。
ご受診については、以下各会社の担当部門にお問い合わせください。

【定期健康診断問い合わせ先】	・ミライト・ワン→総務人事本部人事部
	・各支店・大明通産→各担当部門
	・ミライト・ワン・ネクスト→総務人事部

※なお、**人間ドックと定期健康診断は重複して受けられません!**
- 被扶養配偶者・任意継続者は会社の定期健康診断は受けられません。
ただし、35歳以上であれば人間ドック、40歳以上であれば人間ドックまたは特定健診のいずれかを受診することができます。
- 再検査になった場合の費用は自己負担です。また、再検査の結果報告は不要です。
- ミライト・ワン健康保健組合にて知りえた情報は、組合員の方の健康管理に役立てることを目的とし、第三者に漏えいすることのないよう、厳重に保管いたします。